

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項ただし書および第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示の方法によって裁決を送達します。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事      三   日   月      大      造

1 送達を受けるべき者の住所および名称

審査請求人

審査請求書に記載されている住所 神戸市中央区江戸町 85 番地 1 号 ベイ・ウィング神戸ビル 9 階

名称 株式会社ルート 代表取締役 中田孝成

2 公示事項

審査請求人が令和 4 年 8 月 9 日に提起した審査請求について、令和 8 年 3 月 25 日に裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明であり、審査請求人に裁決書の謄本を送付することができません。

よって、裁決書の謄本は、滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課（大津市京町四丁目 1 番 1 号）において保管し、いつでも審査請求人に交付しますので、審査請求人は滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課に申し出てください。